

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和2年3月23日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は違法、不当であると主張している。

本件払戻額は父の財産であるところ、父は令和2年1月12日に死亡しているのであるから、当該財産は相続財産である。父には被相続人が4名（母、請求人、長女及び二女の子）いるのであるから、当該相続財産の2分の1が母、6分の1が請求人、長女及び二女の子それぞれに帰属する。とすると、母及び請求人の収入は、本件払戻額の3分の2（5,862円）に相当する金額のみとなる。

したがって、本件払戻額の全額に相当する8,793円の返還請

求を内容とする本件処分は違法又は不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3年 4月 1日	諮問
令和 3年 5月 28日	審議（第55回第2部会）
令和 3年 6月 25日	審議（第56回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法4条1項）。法4条の規定は、法の基本原理であって、法の解釈及び運用は、全てこの原理に基づいてなされなければならない（法5条）。

また、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする（法8条1項）。

(2) 世帯単位の原則

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定める（法10

条本文)。これは、世帯員の需要及び収入を一括して、世帯としての最低生活費及び収入認定を行い、それに基づいて保護の要否及び程度を定めるということの意味すると解される(小山進次郎『改訂増補 生活保護法の解釈と運用』221頁(全国社会福祉協議会、昭和50年))。

(3) 費用返還債務について

ア 法の定め

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない(法63条)。

なお、法63条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている。」(東京高判平成25年4月22日裁判所ウェブサイト裁判情報掲載。なお、同判決は最高裁判所において上告棄却により確定している。)と解されている。

イ 資力の発生時期

法63条に係る資力の発生時期について、東京都福祉保健局生活福祉部保護課「生活保護運用事例集2017」問11-1は、「考え方の基本」として、「(1)生活に充てることのできる形(現金あるいは現物)に具体化しない資力(資産)を保有している場合には、保護費用が生活の糧として当該資力(資産)を代替する期間(保護受給期間)の支給済保護費用に相当する額が法第63条返還金の対象となる。(2)給付事由(請求事由)が発生したことにより当然に受領できる保険金、年金、補償金、及び相続財産等については、当該事由の発生時から資力があるものとみなす。(3)事由が発生したこ

とに伴い、訴訟、調停、和解等により確定しなければならないもの（係争の結果を待たなければ資力を得るかどうか判らないもの）については、確定した時点で資力が発生したものととする。」としている。

2 本件処分の検討

(1) 法63条の適用

父については、本件保護開始前の平成31年3月及び令和元年8月にそれぞれ介護サービスを利用し、自己負担額以上の各利用料金を支払っていることが認められることから、これらの時点で、父には高額介護サービス費の受給事由がそれぞれ生じているものと認められる。すなわち、保護開始の時点で具現化されていないながらも、父は法63条の対象となる「資力」を有していたものと解すべきである。

そして、請求人世帯に対し保護が開始され、保護費が支給された後に、上記資力が具現化され、本件払戻額（資力）の給付を受けたのであるから、請求人世帯については、本件払戻額について、「資力があるにもかかわらず保護を受けた」といえる。

したがって、請求人世帯は、本件保護開始の時点で、資力として有していた本件払戻額について、法63条の規定に基づく費用返還債務を負うこととなる。

(2) 費用返還請求の請求先及び請求額

本件払戻額については、介護サービスの費用を負担した父に対する給付と認められることから、父の相続財産であるとも解される。しかし、請求人世帯に対する保護が開始されたことにより、請求人世帯の世帯員の財産は、法10条本文の規定（世帯単位の原則）の趣旨に則り、その全てを請求人世帯の保護費に充当すべきと解するのが相当である。

請求人世帯においては、令和2年1月6日付けの本件保護開始前に本件払戻額8,793円に相当する資力を有していたとこ

ろ、同月30日、〇〇区長の支給決定により、同資力は具現化され、同月31日に本件払戻額が請求人名義の預金口座に振り込まれていること、そして、請求人世帯は、同月において、当該資力の額を上回る152,642円の保護費を受給したことが認められる。一方で、当該資力の全額を返還対象とすることによって請求人世帯の自立が著しく阻害される事情は見受けられない。

そうすると、処分庁は、法63条の規定に基づき、請求人世帯に対し、本件払戻額8,793円全額に相当する支払済保護費について、費用返還請求を行うことができるものと解される。

(3) 小括

上記(1)及び(2)のとおり、本件処分は、上記1の法令等に則った適正なものであり、また違算も認められないことから、違法又は不当であるとはいえない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のことから、本件処分の違法又は不当を主張するが、本件処分が法令等の規定に基づき、適法になされたものであることは上記2のとおりである

また、本件払戻額については、父の相続財産の対象となり得るが、本件払戻額が法63条の規定にいう資力と認められる以上、請求人の主張をもって、このことを前提とする本件処分の取消事由とすることはできない。

したがって、請求人の主張については、いずれも理由がないというほかはない。

4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙(略)